

三条市中小企業振興基本条例の制定について

1 制定の趣旨

中小企業の役割の重要性に鑑み、本市における中小企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するため、本条例を制定するもの

2 制定の主な内容

- (1) 用語の定義を定める。(第2条関係)
- (2) 中小企業の振興に関する基本理念を定める。(第3条関係)
- (3) 中小企業、商工団体等、金融機関等、教育機関、労働団体及び市民の努力義務を定める。
(第4条から第9条まで関係)
- (4) 市の責務を定める。(第10条関係)